

介護保険料が年金から天引きされている方へ

# 保険料の平準化を行います

介護保険料の特別徴収（年金からの天引き）は、4月・6月・8月に「仮徴収」、10月・12月・2月に「本徴収」として納めていただいておりますが、所得額の変更や保険料改定などにより、仮徴収額と本徴収額に大きな差が出ている場合があります。

このため、年間を通じて保険料ができるだけ均等になるよう、6月と8月の仮徴収額を変更します。

（6月と8月の徴収額の決定通知書は5月に送付します）

保険料の平準化を行うと、保険料段階が同じであれば10月以降（翌年度以降も引き続き）の徴収額は、ほぼ均等になります。

## 仮徴収・本徴収とは

仮徴収	4月	前年の所得が確定していないため、仮に算定された保険料額を納めていただきます。
	6月	
	8月	
本徴収	10月	確定した年間保険料額から、仮徴収で納めた額を差し引き、残った額を3回に分けて納めていただきます。
	12月	
	2月	

お問合せ 介護保険課 ☎21-3033

